

浦安市「水門・排水機場等維持管理業務委託」
公募型プロポーザル募集要項

令和6年5月15日
浦安市 都市整備部 道路整備課

1. 事業の趣旨及び目的

本募集要項は、本市における水門・排水機場等維持管理業務委託（以下「業務」という。）の優先契約候補者の選定を行うことを目的として、実施する公募型プロポーザルの概要、審査手順等を示すものである。

2. 概要

(1) 件名

水門・排水機場等維持管理業務委託

(2) 業務概要

「水門・排水機場等維持管理業務委託仕様書」のとおりとする。

(3) 履行期間

令和6年9月1日から令和9年8月31日までとする。（3カ年）

※業務引継ぎ期間確保のため、市と事業者で協議の上、履行期間前の日付（令和6年7月下旬）での契約締結を予定とする。

※本業務に関わる契約締結は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約を予定している。このため、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は、解除することがある。

(4) 委託上限額

令和6年9月1日から令和7年3月31日まで

38,269,000円以内とする。（消費税及び地方消費税額を含む）

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

65,604,000円以内とする。（消費税及び地方消費税額を含む）

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

65,604,000円以内とする。（消費税及び地方消費税額を含む）

令和9年4月1日から令和9年8月31日まで

27,335,000円以内とする。（消費税及び地方消費税額を含む）

(5) 履行場所

維持管理をする水門・排水機場等は下記のとおりとする。

1) 水門 (所在地は千葉県操作規程より)

名 称	所 在 地
境川東(正・副)水門	東野一丁目2番
境川西(正・副)水門	猫実五丁目7番
猫実(2,3号)水門	北栄四丁目1番1号
堀江水門	堀江五丁目11番

2) 排水機場

名 称	所 在 地
猫実排水機場	北栄四丁目1番1号
堀江排水機場	堀江五丁目11番17号
境川排水機場	東野一丁目2番1号

3) 浄化ポンプ

名 称	所 在 地
猫実川浄化ポンプ(取水)	当代島一丁目30番
猫実川浄化ポンプ(排水)	北栄四丁目1番1号
堀江川浄化ポンプ(取水)	東野一丁目2番1号
堀江川浄化ポンプ(排水)	堀江五丁目11番17号

(6) 事務局

浦安市 都市整備部 道路整備課

TEL:047-351-1111(代表) 内線 18254

TEL:047-712-6577 (直通)

FAX:047-352-7996

E-mail:doroseibi@city.urayasu.lg.jp

3. 参加資格要件

応募者は、次の要件を全て満たしていなければならない。なお、本プロポーザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 浦安市入札参加資格者名簿に登録があるもの。ただし、対象業務の特殊性などを考慮し、名簿に登録されていない者が参加することもできるものとする。※浦安市入札参加資格者名簿に登録されていないものが受託者に選定された場合、速やかに資格登録すること。

- (3) 浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。
- (6) 法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (7) 支払金額は前項(4)で定めた各年度における限度額内であること。
- (8) 過去 10 年以内に同種業務（排水機場及び下水道処理施設・汚水ポンプ場の維持管理）を連続して 6 年以上元請として契約した実績を有すること。
- (9) 配置される業務従事者は、下水道法第 22 条第 2 項の規定に基づく下水道法施行令第 15 条の 3 に規定する資格を有し、かつ次に掲げる条件を満たした者とし、委託者の意図及び目的を十分理解した上で経験のある最上級の業務総括責任者 1 名、副総括責任者 1 名を専任させ、常に専従にて従事する適正な人員配置をすること。

ア 業務総括責任者

業務総括責任者は、専門的な知識を有し、また、優れた管理能力があり業務を円滑に遂行する能力を有する者で、現場の最高責任者として、契約書、仕様書、その他の関係書類により業務目的、内容を十分理解し、従事者を指揮、監督するとともに、監督職員と密接な連絡を取り、業務の適正かつ円滑な遂行、技術の向上及び事故の防止に努める等、総括の職務にあたり、優れた管理能力がある者とする。

イ 副総括責任者

副総括責任者は、総括責任者を補佐及び代行ができ、管理及び高度な技術を有し、かつ各業務の責任者としての的確に判断ができる者とする。

ウ 業務従事者

業務従事者は基礎的な技術を有し、業務の専門職として主体的業務を行える者とする。

(10) (9) の従事者のいずれかが、次の法定資格を有する者であること。

ア ポンプ施設管理技術者（２級以上）

イ 第二種電気工事士

ウ 危険物取扱者（乙種４類）

エ 甲種防火管理者

オ 小型移動式クレーン技能講習修了者

カ 床上操作式クレーン技能講習修了者

キ 玉掛け技能講習修了者

ク 刈払機取扱作業安全衛生教育修了者

ケ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

4. 募集及び選定スケジュール

募集要項の公表	令和6年5月15日（水）
質問の締め切り	令和6年5月30日（木）午後5時
質問への回答	令和6年6月6日（木）
応募書類及び企画提案書の提出期限	令和6年6月18日（火）午後5時
第1次審査結果の通知	令和6年6月27日（木）
第2次審査（ヒアリング）	令和6年7月5日（金）予定
第2次審査結果の公表	令和6年7月16日（火）
契約協議・契約の締結	令和6年7月下旬
業務引継ぎ期間	契約締結日～令和6年8月31日（土）

5. 応募手続

(1) 募集の実施

浦安市ホームページに募集要項を掲載・公表して募集を行う。

募集期間は、令和6年5月15日（水）から令和6年5月30日（木）

午後5時までとする。

(2) 質問の受付と回答

ア 質問事項は、「浦安市「水門・排水機場等維持管理業務委託」公募型プロポーザル応募様式集」の質問書（様式1）に必要事項を記入し、「2.概要、(6)」で示したメールアドレスにEメールで提出する。なお、質問の提出後、担当課に電話にて着信確認を行うものとする。

イ 質問の受付期間は、令和6年5月15日（水）から令和6年5月30日（木）午後5時までとする。

ウ 質問に対する回答は、浦安市ホームページで公表する。

(3) 現地見学会（予定）

ア 日時

令和6年5月28日（火）午後2時より実施予定 ※事業者ごとに個別対応

イ 集合場所

猫実排水機場 浦安市北栄四丁目1番1号

ウ 受付期間、応募方法

見学希望者は令和6年5月15日（水）から令和6年5月22日（水）午後5時までに「2.概要、(6)」で示したメールアドレスにEメールで提出する。

なお、見学希望者は1事業者3名までとする。

(4) 応募書類及び企画提案書の受付

応募者は、次のとおり応募書類及び企画提案書を提出すること。

なお、作成方法の詳細は応募様式集に従うものとする。

ア 受付期間

令和6年5月31日（金）～令和6年6月18日（火）午後5時まで（土日を除く）

イ 受付時間

午前8時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）

ウ 提出先

浦安市 都市整備部 道路整備課

エ 提出方法

浦安市ホームページから提出書類を入手し、必要書類を整え、道路整備課に直接持参すること。

なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

オ 提出書類

次のとおりとする。

提出書類	様式	部数
参加申込書	様式 2	正本 1 部
法人登記簿謄本		1 部(提出日前 3 か月以内に発行されたものに限る。)
財務諸表		1 部(直近 3 か年分の貸借対照表及び損益計算書の写し(決算書))
納税証明書		1 部 ※ 1
企画提案書	様式 3	正本 1 部 副本 6 部 ※ 2
会社概要・実績	様式 4-1, 4-2	2 部
見積書	様式 5	1 部 ※ 3
応募書類チェックシート	様式 6	1 部

※正本には、会社名、代表者役職及び代表者氏名を表示し、代表者印を押印すること。副本には、会社名、代表者役職、代表者氏名、代表者印、ロゴまたは、その他応募者の類推可能な情報は表示しないこと。

※ 1 直近 1 年間の法人税、消費税、地方消費税、法人事業税及び法人住民税のものをいう。

※ 2 企画提案書は次の 2 項目について記載した企画提案書とする。

①水門・排水機場等の維持管理体制

浦安市の地域性を踏まえ、水門・排水機場等の維持管理にあたっての業務能力や管理体制、緊急時の対応を踏まえて提出すること。(業務体制組織図を組み込み基本的な取り組み姿勢及び方針を含めて記載する。)

②創造提案

本件を受託した場合、本件業務をより有効にするための創造的な業務を提案する。

※ 3 業務見積書(消費税 10%として計上すること)。

年間(令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで)、契約期間(令和 6 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日まで)の見積書をそれぞれ提出する。

様式 5 を併せて提出する。

カ 提出部数

7 部 (原本 1 部 副本 6 部)

※副本については、会社名、代表者役職、代表者名、ロゴなど応募者の類推可能な情報は表示しないこと。

6. 審査の手続き

(1) 第1次審査

提出された応募書類を審査し、第2次審査に進む応募者（5者以上）を選定する。事業者選定委員会は、応募者が応募資格要件を満たしていることを確認した上で、別表1「第1次審査の評価基準」に基づき応募書類を評価し、評価の高い5者以上を選定する。

なお、参加資格要件を満たす応募者が5者未満の場合は、応募者が応募要件を満たしていることの確認をもって審査を終了する。また、参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。

第1次審査の結果については、応募者に書面及びEメールで通知する。審査及び選定結果に係る電話等による問い合わせには応じないものとする。応募者は、審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

(2) 第2次審査

事業者選定委員会は、提出された提案書及びヒアリング内容等について、別表2「第2次審査の評価基準」に基づき評価を行い、最高点を獲得した応募者（70%以上を獲得した者に限る）を業務の受託予定者（優先交渉者）として選定する。ただし、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、技術提案の点数が最も高い応募者を受託予定者（優先交渉権者）として選定する。

最高点を獲得した応募者が、選定後に参加要件資格を満たさないと認められた場合、または提案書に明記された業務実施体制が著しく変わった場合等は、業務の受託者としての資格を取り消し、次に評価の高い応募者と契約交渉を行う。

第2次審査の結果については、第2次審査対象者に書面及びEメールで通知するとともに業者の受託予定者（優先交渉者）を浦安市ホームページで公表する。審査及び選定結果に係る電話等による問い合わせには応じないものとする。応募者は、審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

市は、第2次審査の結果を踏まえ受託予定者（優先交渉権者）と業務内容及び契約金等について協議し、協議が整ったときは速やかに契約を行う。前項におい

て協議が整わない場合、市は審査の得点上位の者から順に同様の協議を行うものとする。

(3) ヒアリングの実施

ア 実施日時等

令和6年7月5日（金）に実施予定。時間及び場所については、第1次審査に合格した応募者に通知する。

イ 出席者

責任者及び主担当者（業務の中心的役割を担う担当者）を含め4名以内とする。

ウ ヒアリング内容

提案書の内容に関する説明20分以内及び質疑応答15分程度の35分程度を予定とする。なお説明は、提出した提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。説明は主に主担当者が行うこと。

7. 提出書類の取り扱い

- (1) 応募者から提出された書類は、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合、不開示とする。ただし優先契約候補者の選定後において、優先契約候補者の提出した書類について開示請求があったときは、浦安市情報公開条例第7条の規定により不開示情報以外の部分を開示するものとする。
- (2) 優先契約候補者にならなかった応募者の提出書類は、優先契約候補者の選定後、速やかに返却するものとする。
- (3) 応募者から提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することができるものとする。また、提出された書類（優先契約候補者が提出した書類を除く。）は、プロポーザル方式等により優先契約候補者を選定する以外の目的では使用しない。

8. その他

- (1) 市は本件に参加を申込みした者及び企画提案書を提出した者の商号・名称並びに選定理由を公表することができる。
- (2) 提出期限以後の参加申込書及び企画提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (3) 応募者から提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することがある。また、受託者決定後、受託者以外の応募書類は返却する。ただし、了承があれば市において破棄する。
- (4) 参加申込書や企画提案書等提出書類に虚偽の記載をした場合は失格とする。
- (5) 受託者が決定後、浦安市情報公開条例に基づく開示請求があった場合、受託者から提出された応募書類は、個人情報を除き公開する。

別表 1

第 1 次審査の評価基準

評価項目	判断基準	配点
応募者の実績	過去 10 年以内に同種業務（排水機場及び下水道処理施設・汚水ポンプ場の維持管理）を連続して 6 年以上元請として契約した実績を有すること。	20
取り組み姿勢	応募者の取組みに関する姿勢、方針等を評価する。	20
会社概要	会社概要及び信頼性の評価	10
合計		50

別表 2

第 2 次審査の評価基準

○総合評価の方法

第 2 次審査対象者について「非価格要素点」と「価格点」の合計によって「総合評価点」を算出し、総合評価点が最も高いものを受託予定者（優先交渉権者）として選定する。

$$\text{総合評価点} = \text{非価格要素点} + \text{価格点}$$

総合評価点は、100 点を満点とする。非価格要素点と価格点の比率は 95:5 とする。

○非価格要素点

	評価項目	判断基準	配点
技術力と実施体制	取り組み姿勢	業務の目的及び重要性の認識や取り組み姿勢について次の 5 段階で評価する。 A. 極めて評価できる (15) B. 評価できる (10) C. 中位 (8) D. あまり評価できない (5) E. 実績なし (0)	15
	施設管理実績	水門・排水機場施設の管理実績について次の 5 段階で評価する。 A. 極めて評価できる (15) B. 評価できる (10) C. 中位 (8) D. あまり評価できない (5) E. 実績なし (0)	15
	安全対策	業務従事者の安全対策に係る教育や取り組みについて次の 5 段階で評価する。 A. 極めて評価できる (15) B. 評価できる (10) C. 中位 (8) D. あまり評価できない (5) E. 実績なし (0)	15
	実施体制	業務を受託するにあたっての実施体制について次の 5 段階で評価する。(組織体制や連絡体制、安全に対する教育、担当者の経歴等) A. 極めて評価できる (15) B. 評価できる (10) C. 中位 (8) D. あまり評価できない (5) E. 評価できない (0)	15
技術提案	創意工夫	施設の維持管理を実施するための方法や工夫等を次の 5 段階から評価する。 A. 極めて高い (10) B. 高い (8) C. 中位 (5) D. やや低い (3) E. 低い (0)	10
	非常時の対応	水門・排水機場等で想定される故障及び事故、災害等の緊急時における際の体制について次の 5 段階で評価する。(地震・津波・台風等自然災害の対応) A. 極めて高い (10) B. 高い (8)	10

		C. 中位 (5) D. やや低い (3) E. 低い (0)	
	地 域 性	施設を維持管理するにあたって、本市の地域性に対する理解や熟知度を5段階で評価する。 A. 極めて高い (15) B. 高い (10) C. 中位 (8) D. やや低い (5) E. 低い (0)	15
	合 計		95

○価格点

以下の算式に基づいて価格点を算出する。

点数は、小数点以下第3位を四捨五入した値とする。

価格点 = 全二次審査対象者の中の最低価格 ÷ 各第2次審査対象者の提案価格 × 配点 (5点)

(例) A・B・Cの3社がそれぞれA社 31,104,000円、B社 30,000,000円、C社 28,000,000円を提案した場合。

A社 = $28,000,000 \text{円} \div 31,104,000 \text{円} \times 5 \text{点} = 4.501 \dots \approx 4.50 \text{点}$

B社 = $28,000,000 \text{円} \div 30,000,000 \text{円} \times 5 \text{点} = 4.667 \dots \approx 4.67 \text{点}$

C社 = $28,000,000 \text{円} \div 28,000,000 \text{円} \times 5 \text{点} = 5 \text{点}$